

島根原子力発電所への入所手続きに関するお願いについて

島根原子力発電所への入所にあたっては、法令等の要求に基づき、事前の書面による手続き^{※1}と入所当日の公的身分証明書（原本）の提示による本人確認を必要としています。

事前の書面による手続きに際しては、入所される方に、「公的身分証明書（写し）^{※2}」を提出頂き、入所に必要な申請書類の作成および公的身分証明書（写し）の確認を実施します。

また、入所当日は、事前に提出頂いた公的身分証明書（写し）の「原本」を提示頂き、本人確認を実施します。このため、入所当日、公的身分証明書（原本）を提示頂けない場合は、入所頂けないことがありますので、ご承知おきください。

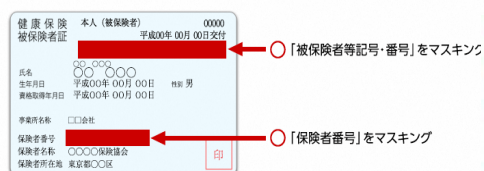
なお、提示頂いた公的身分証明書（原本）については、必要に応じて、写し^{※2}を取得させて頂くことがありますので、ご承知おきください。

島根原子力発電所への入所手続きに関して、ご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

- ※1 事前の書面による手続きは、島根原子力発電所の構内従業員が行います。
- ※2 公的身分証明書（写し）を含む個人情報は、「島根原子力発電所への出入管理」以外の目的には利用しません。
- ※3 提示頂いた公的身分証明書（原本）に、偽造、改ざん等の不審な点が確認された場合は、治安当局へ連絡します。

【公的身分証明書（写し）を提出頂く際の留意事項】

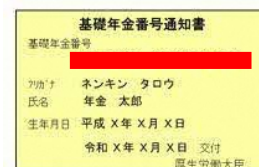
- ・有効期限が失効していないことを確認ください。
- ・擦れ等で確認できない部分がないことを確認ください。
- ・裏面に記載がある場合は、裏面も含めて提出ください。
- ・健康保険証の写しを提出される場合は、事前に「被保険者等記号・番号」および「保険者番号」について、マスキング（見えない措置）を行い提出ください。
- ・マイナンバーカードの写しを提出される場合は、カード裏面は提出しないでください。
- ・年金手帳および基礎年金番号通知書の写しを提出される場合は、事前に「基礎年金番号」について、マスキング（見えない措置）を行い提出ください。



健康保険証のマスキング（例）



マイナンバーカード



基礎年金番号のマスキング（例）

以上